

外為法に基づく輸入手続等に係る申請書類を「押印」不要とする
申請様式に変更しました！

令和2年12月28日
経済産業省貿易経済協力局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）に基づく承認申請等の提出書類について、「申請者の押印」欄を廃止しました。なお、当面の間旧様式による申請も受理します。

1. 申請書類の新様式

輸出入の申請時に当省へ提出いただく申請書類の様式を一部変更しました。新様式は、以下の申請書類のページをご参照ください。

（1）輸出

様式掲載ページ：

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/cites_ex4_syorui.html

（2）輸入

様式掲載ページ：

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/cites_im4_syorui.html#shinsei1

ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせ下さい。

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 野生動植物貿易審査室
電話:03-3501-1723 FAX:03-3501-0997